

平成 26 年度 第 3 回 静岡県中央新幹線環境保全連絡会議

日 時	平成 26 年 11 月 18 日 (火) 午後 1 時 30 分から 3 時まで
場 所	静岡県庁別館 7 階 第 2 会議室 A
出席者 職・氏名	(委 員) 和田会長、岩堀委員、栗下委員、森山委員、増澤部会長、山田委員、三宅委員、森竹委員、入谷委員、亀岡委員、油井委員、松本委員、山岸氏 (大石委員代理) (関係機関・事務局) 東海旅客鉄道株式会社、特種東海製紙株式会社 国土交通省静岡河川事務所、環境省関東地方環境事務所 静岡市環境局環境創造部環境総務課 静岡県くらし・環境部 環境局長、自然保護課長、生活環境課長、水利用課長 他
議 題	「中央新幹線 (東京都・名古屋市間) 環境影響評価書【静岡県】平成 26 年 8 月」に基づく事後調査計画書に係る審議
配布書類	別添資料のとおり

(司会)

平成 26 年度第 3 回静岡県中央新幹線環境保全連絡会議を開催いたします。

私は、本日、司会を務めます県生活環境課長の市川でございます。

開会に先立ちまして、静岡県くらし・環境部環境局長 秋山より、ご挨拶申し上げます。

(環境局長)

皆さん、こんにちは。

私は、県のくらし・環境部環境局長の秋山です。

今日は、委員の皆さん、また、大勢の関係の皆さまには、大変、お忙しい中を、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私から、ひと言だけですが、ご挨拶させていただきます。

リニア中央新幹線の環境影響評価につきましては、8 月の評価書の確定をもって、工事開始前の法律的な手続きは、一応、終了したことになっております。

ただ、工事開始前に事後調査計画書を、県の方に提出すると、県条例で定められておりました、11 月 4 日に J R 東海さんの方から、この事後調査計画書が提出されました。

条例に基づきますと、30 日以内に知事が意見を述べると決まっておりますので、来月の 12 月 4 日までに、この事後調査計画書に対しまして知事が意見を述べることになりますけれども、この知事意見の形成にあたりまして、新聞等でも報道がございましたけれども、先週の金曜日、14 日に、静岡市長さんから意見書をいただきました。

それで、明日、19 日に、県の環境影響評価審査会で、また、ご審議をしていただく

という形になります。県の環境影響評価審査会は、条例規則の中に審査会の会長は必要があると認める時は、有識者や関係人の方から意見を聞くことができるという規定ございまして、今日の保全連絡会議ですけれども、これは、審査会の会長の方から意見を聴きたいという求めがございましたので、今日、このような形で、また、会議を持つことにいたしました。

今日は午後3時までということで、大変、時間が限られておりますけれども、委員の皆さま方の専門的な見地、あと、また地元の代表の方の思いと申しますか、そういうようなものを、いろいろ、意見をいっていただきたいと思います。

それで、最後ですけれども、今日は、先ほどいいました工事实施計画の認可書が下りまして、JR東海さんからは、工事開始の前の手続きの一環として、今日の午後の6時30分から「あざれあ」の方で、事業説明会は開催を予定しているということで聞いておりまして、大変、お忙しい中、出席していただきました。

それでは、皆さま方の活発な、いろいろなご意見を、よろしく願いをいたします。

(司会)

それでは、本日の会議の進め方について説明いたします。

次第2で、まず、事務局から手続きの流れを説明いたします。次に、事業者であるJR東海さまから事後調査計画書の概要のご説明をいただきます。

その後に、資料2に基づいて質疑応答、意見のご発表をお願いしたいと思います。そして、環境保全連絡会議としての意見をお伺いしていきたいと思っております。

終了は、先ほど、局長の方から申し上げたとおり、午後3時を予定しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、「次第2」に入ります。

ここからの進行は、和田会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(和田会長)

和田でございます。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、事後調査報告書に関しまして、会議を進めさせていただきたいと思っております。

(事務局)

それでは、事務局から資料のご説明をいたします。

資料の1をご覧ください。資料1の上の方が、環境影響評価法等の手続きになっております。これまでの手続きと今後の手続きを示しております。

1番、上から、アセス法、その次が、アセス条例。その下が全国新幹線鉄道整備法、他法令という順番に並んでおりまして、真ん中ぐらいを見ていただきますと、平成26年8月に評価書の補正が終わり、工事前のアセスの手続きは終了したという状態です。

JR東海さんの方から、同じく8月に工事实施計画の認可申請がされまして、26

年 10 月に国土交通大臣の認可が下りたところでございます。

本日、お集まりいただいた手続きは、アセス条例のところの 26 年 11 月 4 日の事後調査計画書を、J R 東海さんから、条例に基づいて提出されたことに基づいてご審議をお願いするものでございまして、今後、県では 30 日以内ということで、12 月 4 日までに知事意見を述べることとなります。

今回、ご議論いただく事後調査計画書につきましては、今後、工事が始まってから提出されます事後調査報告書、工事中から工事完了後まで、随時、報告をいただくという形になりますけれども、これについての、どういう形で出していただくかということも含めてご議論いただくことをお願いしたいと思います。

それから、同じく資料 1 の下の段を見ていただきまして、この、中央新幹線環境保全連絡会議の所掌事務なんですけれども、こちら、要綱第 2 条に規定しておりまして、本日の審議は、これの 5 番目の静岡県環境影響評価審査会からの求めに応じた審議ということで、時期等のところにあります、事後調査計画書、工事前に行うということところで、今回のご審議をお願いしている次第でございます。

この事後調査計画書に対して述べる知事意見の位置づけですけれども、静岡県環境影響評価条例では、第 43 条に、事業者は、法第 14 条第 1 項第 7 号ハに掲げる環境の状況の把握のための措置の内容を記載した計画書を作成しなければならない。となっておりまして、※印の、その法 14 条というところは、環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置、いわゆる、事後調査を行うということになっております。

その下に四角で囲ってあります環境影響評価法に基づく主務省令というところで、32 条で、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響評価のうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を行わなければならないというふうになっておりまして、事業者である J R 東海さまは、これに基づきまして、事後調査を実施されるということで、こちらの方は、評価書の方にも明記されております。

知事意見の対象が、条例の規定上、その下の表を見ていただきたいんですけれども、J R 東海さんが行う事後調査が条例の直接の対象になりますので、条例に基づく知事意見というのは、ここが対象となります。

この他に、J R 東海さんが自主的な取組として行われるモニタリングというのが、今回、事後調査計画書の参考の 1 ページから 26 ページにかけ掲載されておりますけれども、これと、それ以外にも求めていきたいという調査につきましては、これまでのアセス手続きの中で、準備書に対する知事意見を述べてきたり、評価書に対して環境大臣や国土交通大臣が意見を述べておりますので、そうした意見に基づく知事意見として、今後、述べてまいりたいというふうに考えております。

これ以外の、いろいろ、ご心配、ご懸念から来るご意見につきましては、事後調査計画書に対する知事意見ということには該当いたしませんけれども、この環境保全連絡会議は、そうしたものも幅広くご議論いただく場ということで設定しておりますの

で、今後とも、事業者であるJR東海さんにご説明をお願いして、委員の皆さまに確認、助言をいただききたいと考えております。

次、資料2の方を簡単にご説明いたしますと、資料2は、左側の欄が、こちらの環境保全連絡会議の委員の皆さまから事前にいただいたご意見、あるいは、県庁内の関係の各課から意見や質問を記載しております、右側の欄がJR東海さまに記載をいただいた、ご回答になりますので、本日の質疑もこれを踏まえてお願いしたいと思います。

以上です。

(和田会長)

ありがとうございました。

以下のような順序で進めさせていただきたいと思います。

資料2の方も、かなり多くの意見がございますので、全部をサッと見るわけには、なかなか、いかないかと思えますけれども、また、議論の中でも気になったところ、その辺は質疑を出していただければと思います。

それでは、JRさんの方から。

(JR東海)

それでは、スライドを使いご説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の事後調査計画書の、まず送付までの経緯ということで、簡単にご説明させていただきます。

中央新幹線は、かねてより、他の整備新幹線と同様に、全国新幹線鉄道事業法と、いわゆる、全幹法に基いて国家プロジェクトとして推進してまいりました。

平成23年5月に建設の指示がなされ、昨年9月20日に準備書の公告を行いました。環境審査会等において、準備書に対して十分にご審議をいただき、その中で、当社はより分かりやすい資料の提供や回答を行うなど、誠意、かつ、的確な対応に努めてまいりました。

今年3月にいただいた知事意見に対しては、大井川の流量であったり、エコパーク、発生土置場の安全性など、十分な検討を行い評価書を作成いたしました。

作成した評価書は、今年4月23日に国土交通大臣へ送付いたしまして、その後いただいた国土交通大臣意見に対して、河川流量調査の検討やエコパークに配慮した工事の実施など、懸念されている項目ひとつひとつについて入念に検討を行い、4月に送付した評価書より深度化し、より分かりやすく作成をいたしました。

今年8月26日に最終的な評価書を送付いたしまして、併せて、工事実施計画の申請を行い10月17日に認可をいただいております。

その後、11月4日に県の環境影響評価条例に基づいて事後調査計画書を送付いたしております。

次に、準備書以降に、公告以降、当社の方で行った主な取組についてご紹介したい

と思います。

まず、1つ目につきましては、確認調査の実施ということでございまして、知事意見であったり、審査会などからご意見のありましたヤマトイワナなどの魚類、底生動物、オオイチモンジなどの昆虫類の調査であったり、その他の猛禽類や河川の周辺に生息する動植物の確認調査を、今年4月から実施しております。

2つ目に、昨年12月に大井川の河川流量が、ご懸念であったり、ご心配が多いということで、大井川の水利調整協議会で工事概要、水資源の環境影響評価について説明をさせていただく場を設けさせていただきました。

3つ目に静岡県が開催されます環境保全連絡会議への出席としまして、今年7月には現地調査へ同行させていただきまして、工事施工ヤードであったり、工事概要について、ご説明を行っております。

4つ目に、大井川の水資源について検討する委員会として、これは当社の中で設置をするものでございますが、大井川水資源検討委員会というものを立ち上げまして、来月、開催をする予定でございます。

この中で、当社が実施する計測や環境保全措置について検討を行っていく予定でございます。今後もこのような取組を通して、環境を重視して、事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、11月4日に送付いたしました事後調査計画書についてご説明をいたします。

先ほど、ここは、事務局の方からご説明がありましたので、簡単にご説明をしますが、環境影響評価書において、環境に影響を及ぼすと想定される項目について、調査、予測評価、及び、その環境保全措置の検討を行ってまいりました。この中で、予測及び環境保全措置の効果や不確実性がある場合に事後調査を実施するというふうにしております。それに基づいて、今回、事後調査計画書を作成しまして、県の条例に基づく事後調査の内容とともに、今回は工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組として実施するモニタリングについても、併せて計画書の中に記載させていただいております。

次に、計画書の構成でございますが、これは目次のようなものでございますけども、第1章のところに対象事業の概要を書かせていただいております。

第2章に具体的な事後調査計画の内容について、実施項目、調査項目、実施理由、その方法であったり、報告書の提出時期というものを載せていただいております。

最後に、参考として先ほど申しあげた、モニタリングの調査について記載させていただいております。

続きまして、事後調査の具体的な項目ごとのお話をさせていただきたいと思います。

この事後調査の内容につきましては、評価書において、先ほど申しあげたように、予測及び環境保全措置の効果に不確実性があると考えられた項目について事後調査をしてまいりますのでございます。

項目としましては、ここに記載のものが事後調査の対象となりますけども、地下水の水位、水温、pH、電気伝導率、透視度というものを、水環境の関係。あと、それに

併わせて河川の流量。

あと、動物関係でいいますと、イヌワシ、猛禽類のイヌワシ、クマタカの生息状況及び繁殖状況。そして、これも動物に関係しますけども、照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況。

あと、次は、植物の関係になりますけども、移植、播種をした植物の生育状況というものを事後調査の項目として挙げてございます。

次に具体にご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目の水環境につきましてですが、水環境については大きく分けて2つ。地下水の水位、水温、pH、電気伝導率、透視度というものと河川の流量というものがございませう。

地下水の水位につきましては、工事前においては、トンネル工事前の1年間、原則、月1回の観測を考慮してございませう。なお、観測は既に開始してございませう、それを、今後、継続していくという予定でございませう。

次に工事中につきましては、月1回の観測を基本とすることを考慮してございませう、工事の進捗状況を踏まえて必要に応じて頻度は変更してまいります。また、工事後につきましては、トンネル完了後、3年間、四季の観測を基本として考慮してございませうという状況でございませう。状況に応じて、期間及び頻度は、別途、検討していくというものを考慮してございませう。

次に、河川の流量でございませうけども、こちらにも工事前にはトンネル工事前の1年間、原則、月1回の観測を考慮してございませう。1部、地点については、常時計測を、データを蒐集すること。及び、新たに設置点を設けて常時計測することを考慮してございませう。

なお、月1回の観測につきましては、既に、これも実施開始してございませう、それを、今後、継続してまいります。工事中につきましても、月1回の観測を基本とすることを考慮してございませう、工事の進捗状況を踏まえ、必要に応じて頻度は変更してまいります。また、1部、地点については、こちらにも常時計測を行っていくという計画でございませう。

工事後につきましては、工事完了後、3年間、四季の観測を基本と考慮してございませう、1部の区間は、こちらにも常時計測を考慮しているということだ。なお、状況に応じて、期間及び頻度は、別途、検討していくというふうに考慮してございませう。

次は、その調査地点でございませうけども、地下水の水位等の観測地点としては、上の1番と2番の2つ。井戸、二軒小屋のロッヂと樫島ロッヂで行うことを考慮してございませう。

あと、河川の流量につきましては9地点。下の3番から11番の地点で、9地点で調査を行います。具体的な位置について、図面でお示しをいたします。

赤丸で示してございませう所は、常時計測を行う所でございますけども、中電さんがお持ちの測位所2カ所と、新たに1カ所、当社で新設、測位所を設けまして、計3カ所において、河川の流量の常時計測及び常時計測データの蒐集を行っていくことを考慮

てございます。

次に、黒丸でお示した箇所でございますけども、これは月1回の観測を考えている所でございます。

三角でお示ししている2カ所のロッジの井戸につきましては、地下水の水位、水温、pH、電気伝導率、透視度の観測を行っていく予定でございます。

ちょっと、図面が、こちらが南側の方です。畑薙ダムより上の部分。先ほどのところが上記の所の図面となっております。

それで、こちらの畑薙ダムの所の、第1ダムの貯水池の所の◎がございまして、◎で示している所につきましては、貯水池での流入量を計測するということになりまして、河川からの流入だけでなく、発電所から放水量が、放流水が流入してくるということもございまして、自然に流れる、あるいは、流量というものが変動、それから変動してしまうということですので、1平均流量というよりも、月平均の流量を換算しまして、参考値として用いていく予定でございます。

こちらは常時計測を行う所で、1カ所、西俣の所で、JRの方で新たに新設をして常時計測をしていく所のイメージの図でございますけども、計測には水圧式水位計というものを河川内に設置しまして、そのデータを記録するためのデータロガーというものを上に置いております。計測そのものは、この2つといたしますか、この図面のような形で水位を計測してまいります。また、その水位の他に、河床の変化及び流速を測定いたしまして、先ほど計測した水位データとの関係式を求めまして、流量に換算をして、流量を観測していくという方法を用います。これは、これまで中電さんが行われているような観測と全く同じ方法でございますので、これによつて常時計測を行っていくというものでございます。

次は、動植物、生態系の調査でございます。

これにつきましては、環境保全措置を実施するわけでございますけども、動植物、生態系については、その効果に、環境保全措置の効果に不確実性があれば常時調査を実施するというものでございます。内容につきましては、先ほど、一覧表の中で、この一覧表の中でございまして、イヌワシ、クマタカの生息状況については、工事中、工事後の初期に実施をいたします。また、照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況につきましては、工事中、工事完了後に実施をいたします。

植物につきましては、移植、播種をした植物の生育状況について、各種の生活史や、その生育状況等において、時期及び頻度を設定して実施をしてまいります。

以上が事後調査の項目になりまして、これを調査を行った後に、報告書として提出してまいります。報告書につきましては、工事中、工事完了後、及び、工事完了一定期間後、速やかに取りまとめまして、県知事、静岡県知事の方に提出をさせていただきます。また、工事が長期にわたるため、提出の頻度につきましては、県の方と協議をさせていただくとともに、ホームページの方で、当社のホームページの方にも、適宜、公表していくことを考えてございます。

また、事後調査の結果により、予期しない結果が得られた場合や、工事計画の変更

等による調査計画の見直しが発生した場合には、県と協議させていただいて、事後調査報告書に記載するというふうに考えてございます。

以上が、事後調査の内容につきましてのご説明になりますが、次に、今回は、モニタリングということで、我々の方で、JRの方で自主的に行うモニタリングというものを実施いたしますので、それについてもご説明をさせていただきます。

工事中にモニタリングを実施しますということで、あと、その結果につきましても、事後調査と同様に、希少動物の位置確認に関する情報で、ある程度、個人に関する情報など、非公開とすべき情報を除いて、全て、こちらのモニタリングの情報についても、結果についても公表していくというふうに考えてございます。

1つ目のモニタリングの調査項目でございますけども、大気質ということでございます。

大気質につきましては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉塵等を対象に、工事施工ヤード周辺、及び、車両の主要なルートで、工事最盛期に、1回、四季調査を実施いたします。調査は予測値と環境基準とが差が小さい地点、寄与度の小さい地点として選定をさせていただきます。

具体的な位置としましては、1つ目の工事施工ヤード周辺ということで、二軒小屋ロッヂの所が、1番、工事施工ヤードに近接する、人がいるといいますか、大気に影響するということで、二軒小屋ロッヂの付近において1カ所。また、2つの三角の方でございますが、これは、工事の車両の主要なルートで計る所でございますが、これが、3点ございまして、1つ目が二軒小屋ロッヂ、2つ目が榎島ロッヂの付近、そして、3つ目が井川地区において大気質の観測を、測定をいたしてまいります。

次に、騒音、振動についてでございます。

騒音、振動のモニタリングにつきましては、ロッヂ、あと、工事施工ヤードの周辺で工事の最盛期に、1回、実施をいたします。なお、工事の施工ヤード周辺におきましては、常時計測も実施をいたします。また、車両の主要なルートにつきましても、工事最盛期に1回は実施するという事を考えてございます。

その具体的な場所につきましては、これも、図をご覧くださいますと、施設のロッヂというところで二軒小屋のロッヂ付近で計測をするもの。あと、施工ヤード周辺という所で1カ所。緑丸の方です。三角の地点で、車両の主要なルートという所で3地点。先ほどと同じ二軒小屋と榎島、あと、井川の地点で、井川地区で計測をいたします。

続きまして、水質につきましては、こちらは浮遊物質SSというものと、水素イオン濃度pH、あと、BODというものの水質を計ってまいります。あと、自然由来重金属等についても計測をしてまいります。場所につきましては、工事排水を放流する箇所の下流地点ということを考えてございます。

また、ちょっと、※印の3のところにあるんですけども、土壌汚染の関係で、掘削した土のモニタリングを、あと、ちょっと、後ほど、出てくるんですけども、そちらでモニタリングを行います。そのモニタリングによって、土壌汚染対策法に定める

基準値との差が小さい場合には、工事前に、1回、工事中に毎月1回、工事後に1回とするという事も考えてございます。

水質の調査地点につきましては、図面でお示しておりますが、調査項目としては、SSとpH、BODがでございます。浮遊物質（SS）につきましては、トンネルの坑口の下流と発生土置場の下流で対象に調査をいたします。pHにつきましては、トンネルの坑口の下流。BODにつきましては宿舎のある所、生活排水が出る所の下流を考えてございます。

ちょっと、色が、赤、水色、緑、オレンジとなっておりますが、これは、それぞれ、組み合わせの関係で色を分けてございますけども、SSはトンネルの坑口下流、発生土置場の下流。pHはトンネルの坑口。BODは宿舎の下流で行うことを考えてございます。

こちらは樫島なので宿舎を設ける予定ですので、BODのオレンジの箇所が付いているというものでございます。

続きまして、これも水資源の関係で、水の関係の自然由来重金属ということでございます。これにつきましては、山岳トンネル計画路線付近の井戸としまして、工事前に1回は実施、工事中に毎年1回、実施してまいります。あと、酸性化可能性につきましては、これ、ちょっと、下の※1のところになりますけども、これも、土壤汚染で、掘削している所の土壤でモニタリングを行いまして、そこで、長期的な酸性化可能性のある値として、定められた基準値との差が小さい場合に実施していくというものでございます。

あと、下の2つの発生土置場周辺の地下水位の高い箇所の井戸等ということにおきまして、これもモニタリング、井戸水汚染、掘削後もモニタリングを実施しまして、差が小さい場合等におきまして実施をしていくというものでございます。この場合には、工事実施後にも、1回、実施するという事になってございます。

この調査地点でございますけども、これは井戸、既設の井戸の所、二軒小屋ロッヂの井戸、及び、樫島ロッヂの井戸において観測をしていく予定でございます。

続きまして土壤汚染に対するモニタリングでございます。

これは、掘削土、そのものに対するモニタリングといえますか、土壤汚染に関するモニタリングになってございます。

項目としましては、自然由来の重金属等および酸性化可能性というものを調査してまいります。

場所につきましては、トンネル工事に伴い、掘削土を仮置きする地点、出てきたところで、一旦、仮置きをする所でそういった調査を行っていくというものでございます。

この期間につきましては、頻度につきましては、掘削坑の工事期間中に、各切羽、切羽といえますのは、トンネルの1番、先頭の掘っている所のことでございますけども、そこで目視等により地質の変化を確認した時に実施をしていくということで考えてございます。

次に動植物のモニタリングについてでございます。

動物と植物と上下に分かれてございますが、河川の周辺に生息する重要種ということで、1番、上に書いてるもの。あと、植物も同様に、1番、下に書いてございますが、河川の周辺に生息する重要種というものを調査してまいります。これにつきましては、工事中の水位観測によと、減水の兆候が見られる箇所において行うということを考えてございます。

あと、真ん中の3つ。魚類、底生動物、昆虫類につきましては、現在、確認調査を行っておりまして、その結果を踏まえて、必要に応じて実施をしていくというものでございます。

場所につきましては、河川の周辺に生息する重要種ということで、動植物につきましては、沢を行っておりまして、3カ所、行います。蛇抜沢と悪沢、摺鉢沢という所の沢を中心に調査をしていくということで、モニタリングをしていくという予定でございます。

あと、景観。次は景観でございますけども、景観についても、主な工事施工ヤードの周辺ということで、工事中に1回、工事後に1回、実施をします。

場所につきましては、評価書の中でフォトモンタージュという形で出させていただいてる所でございますが、3カ所ございまして、仙石のあたりと、仙石への登山道の所。あと、次の中の宿の吊り橋の所から見える発生土置場のフォトモンタージュを行っておりますので、その3地点でモニタリングを実施してまいります予定でございます。

最後のモニタリング調査項目になりますけども、これは、河川流量ということで、先ほど、事後調査の方でも、河川流量というのが出てございましたけども、それ以外にも、トンネルの工事に伴と影響が生じる可能性があると思定した沢を対象に、その流域の下流地点ということで調査をしてまいります。ちょっと、下が、2つの例を、沢の例を写真で載せてございますけども、全体としましては、37地点で流量の調査をおこなっていくというものでございます。

これと、先ほどの河川の流量、月1回の調査及び常時計測と併せまして、それ以外にも、この37地点で年2回、降水期、渇水期の調査を実施していくというものでございます。

以上でモニタリングの調査項目となります。

事後調査計画書には、今の事後調査に関するものと、モニタリングのものというものを2つ、載させていただいておりまして、それぞれの結果につきましても、結果が出次第、公表していくということを考えてございます。

以上です。

(和田会長)

はい、ありがとうございました。

資料の2は、さっと目を通すという時間が無いかもしれませんが、今、ご説明を聞きながら、それぞれ、今までも、いろんなところで、新聞なんかでも書かれておりますけれど、水量、水質、その辺についての懸念というのが、1番、重要になと

るかと思imasので、そういうことに関しまして、今のご説明に関する質問、ご議論をいただければと思imasますが、いかがでしょうか。

どうでしょうか。

(山田委員)

26年の4月から環境等の調査をはじめていらっしゃるということですが、その結果は、いつ頃、県の方にご報告いただけるのでしょうか。

(和田会長)

J R、お願いします。

(J R 東海)

今、行とおります確認調査の結果につきましては、年度末までに取りまとめましてご報告できるような機会を設けたいというふうに考えております。

(山田委員)

どうもありがとうございます。

(和田会長)

はい。

それ以外にいかがでしょうか。

全般的なことでも、あと、ちょっと、個々の動きについての専門部会になとおりますので、それぞれ、また、焦点を合わせてもよろしいかと思imasますが、全般、今までの説明の中でいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、事後調査計画書に対しましての、それぞれの、ただ今説明いただいた中の、1番、最初のところには、皆さんのところに資料の2がございますので、資料の2のご意見なんかも、これを参考にしまして、全般的な事項も、あとで、そういう全般的なことに戻っても結構ですが、騒音とか、そういうものに、各項目に分かれておりますので、その項目ごとに、もし、ご質疑があればと思imasますが、いかがでしょうか。

このご意見、皆さんの、資料の2なんかの項目に関しまして、今、説明いただいたわけですが、これ、なかなか、全部、見る時間がないかと思imasけども、今の説明の中で疑問点、それから、もう少し確認しておきたいところがございましたらお願いしたいんですが。

三宅先生、お願いします。

(三宅委員)

モニタリングの方の質問でもよろしいでしょうか。

参考の2ですけれども、2とか3で、振動と騒音ですか。その辺で、調査時期及び頻度ということで、資材及び機械の運搬に用いる車両の主なルートについて、工事最盛期に1回だけ実施するというふうに書いてありますが、例えば、井川の町中を通る車だとか、それから、他に、今、林道を含めて、相当数、工事中、入ると思うんですが、その最盛期に1回だけのモニタリングというのは、あまりに少ないし、常時、やはり、ある程度、騒音とか振動というのはモニタリングすべきだと思いますけれども、その辺、どうでしょうか。

(和田会長)

いかがでしょうか。

はい。

(JR東海)

騒音、振動につきましては、環境影響評価書の方で予測評価をさせていただいております、予測評価の結果といたしましては、これ、井川で、例えば、今、お話してきました井川ですと、今、現況交通量が536台で、我々の工事で、工事開始後8年目に216台ということで、536台に216台が加わるというようなことを予測しております。その影響評価の中で、予測としましては、影響は非常に小さいというふうに予測をいたしております、十分に小さいということでもありますので、基準値を越えることはないということで、そのピーク時に調査をするということで、我々としては考えているということでございます。

(JR東海)

すいません。

少々、補足させていただきますと、もともと、事後調査といたしますのは、環境影響評価の中で、予測方法に不確実性があつたりとか、あるいは、環境保全措置の効果に不確実性がある場合、すなわち、予測どおり、本当にそうなるかどうかというところに不確実な場合について、事後調査で、本当に結果どうなったかというのを確認するという趣旨のものでございます。

そういった意味で、今回、事後調査の項目というのは拾いあげておりますが、逆にいたしますと、事後調査の対象になっていないものというのは、ある程度、その予測手法が確立されていたりとか、我々が環境影響評価書に挙げさせていただいて環境保全措置も、効果が、ある程度、実績があつと、みられるということは前もって分かっているというような項目でございます。

従いまして、一般的には、そういったものについて、あとで調査はしないんですが、今回につきましては、事業者の自主的な取組として、事後調査という法の枠組みとは別にモニタリングという形でやらせたことというふうを考えてます。

そもそも、そういった本当に予測どおりになるかというところの、評価どおりになるかというところの確認ですので、もともと、例えば、騒音、振動につきましても、先ほど、申しました予測というのを、ピーク時、1番、例えば、車両の走行台数が多い時に予測を行って、その値を環境影響評価書に載せておりますので、その確認のためのモニタリングということで、ピーク時に行うというふうに考えております。

(和田会長)

はい。三宅先生、よろしいですか。

(三宅委員)

予測評価が本当にちゃんと、低いというふうなことがいえるのかどうかというのは、僕にはよく分からないんですけども、例えば、それが、一般的に見ても、途中で、非常に、騒音だとか、振動が激しいよといった場合には、随時、地元の要求等からモニタリングをするということはあるわけでしょうか。

(和田会長)

はい、お願いします。

(JR東海)

それは、あり得ると思います。状況を見ていって、明らかに我々の予測と違うというようなことが、もし、起こりうれば、そういったことも考えていくべきだというふうに考えております。

(和田会長)

よろしいですか。

それでは、亀岡先生。

(亀岡委員)

この事後調査計画書というのは、法的なところは別にして、実際の工事の実施とどういう関係を持っているのか、よく分からないんですけども。この計画書を見せていただいて、あまりにもボヤッとしすぎて、何をしようとしているのか、よく分からない。

つまり、事後調査計画書の1番、最初に、活断層を避けますよと書いてますよね。回避するか、影響を、極力、避けますと。活断層をどうやって調べたんですかという疑問があるわけです。もっといえば、工事中道路、資機材の搬入とか、工事の掘削土砂の搬出のところにおいて、騒音、振動が、例えば、騒音の方は環境規制法、振動は振動規制法ですよね。ここ、整合取れてます？騒音規制法と、振動規制法であれば取れてると思うんですけども、こういうところが、なんでこういうふうに分けてるのか。

それから、工事をやるときに、工事用道路は、どの程度、舗装されるのか。あるいは、その排水をどう処理されるのか。いわゆる、実際の、ある程度おおまかな計画決めないと、騒音・振動の予測をしても、勾配とか、予めきちんと、計画しているとおりに作るのか、や作れるのか。

そうすると、例えば、本当に騒音・振動だけなんですかと。雨が、工事中に、いわゆる、工事用道路作っている時に雨が降れば濁水が出ますよね。この濁水の方が、河川の水質にかなり影響すると思のですけれども、例えば、それについての具体的な記述が全く無い。

だから、今、この事後調査計画書と実際の工事の施工計画との関係が、全く書かれてないので、非常にボヤッとして中身が理解できないんです。

例えば、植物で、地下水位計る。本当ですか。例えば、植物であれば、土壌水分の方が、影響が大きいというふうな意見も私は聞いたことがあります。土壌水分で計るの？計らないの？そこまで考えているのですかというようなことになっちゃうわけです。

ですから、この事後調査計画書というのが、どういう位置づけなのか、全く分からないのですけれど。

J R 東海さんを縛るものかどうかも、位置づけがよく分かりません。

例えば、工事中に、トンネル坑内から、どンドン、水が出てきた時に排水しますよね。排水の基準はどうするのですかと。河川に流せるような管理をキチンとしていただけのですかということも書いてない。適切な管理するという言葉ですと、普通、今、トンネル工事を行う場合には、トンネル工事の水は濁水です。PHとか、SSは、この程度で抑えますよというふうなのが、よく行われてます。それが、例えば、水道の水源の所へ流れこむと前提とすれば、さらにこういう対策を取りますよというふうになるわけですよね。ここは、このまま、直接、水源に行くとは思いませんけども、排水関係、いわゆる、工事用道路を作る時の濁水、それから、トンネル工事が実際に始まった時の排水、実際に作業ヤードから水を出すとか、本当に、この事後調査計画書の位置づけが良く分からないので、その辺、踏まえて、ちょっと、説明していただかないと、施工計画がどういうふうになってるのか、よく分かりません。

1 番は、河川流量が減ります。2 トン減りますと。分かりました。じゃ、どういう条件で、例えば、前にいただいた資料には、トンネルの本坑、リニアが通る所です。それ以外に先進坑とか、先進導坑を掘ります。じゃ、分かっているのなら、その2本を前提とした河川流量の減少量ですかというようなことなんです。

説明していただくのも良いのですが、もうちょっと、その辺、実際の工事とのリンクを含めた施工計画書とか、地質調査を、どの程度、やっているか分かりませんし、暗騒音、いわゆる、騒音レベルが、現状、今、幾らぐらいあり、工事でこれだけ増えますよというのであれば分かるのですが、その辺の調査も、どの程度、進んでるのか。先ほども、もう調査はじめてるよということだったので、その辺は年度末に出していただけるそうなのだけでも、それがあると、はじめて、工事中の騒音の予測

ができるわけです。

工事中の騒音が 65 デシベル以下に抑えますといっても、暗騒音が 65 デシベルあれば、絶対、収まらないんです。ところが、暗騒音が 40 デシベル以下程度であれば、それは、完全に 65 で抑えれば 65 が守れるというようなことなのです、すいませんけど、もうちょっと、具体的に。今、多分、工事の発注仕様書とか、それに向けた管理、騒音でも、振動でも、濁水でもいいのですけども、管理目標値を設定して発注の仕様書を作るという段階だと思うのですけども、その辺、もうちょっと、分かりやすい説明していただけますか。

(和田会長)

はい。

(JR 東海)

今回、お出してるのは、事後調査計画書ということで、静岡県条例に基づいてお出ししております。もともと、環境影響評価書というのが、もっとすごく分厚いものがございます、その中では、先ほど、おっしゃられました、いろんな前提条件を踏まえた上で、現状の調査をして計測値を出して、それで、一般的に用いられている予測手法を使つて予測をするというのを分厚い資料にお出ししております。

例えば、今の騒音のお話ですと、当然、現地で幾つか騒音調査をいたしまして、それで予測手法が道路環境マニュアルという本を主に使つてますが、そういったもの載っている予測手法で予測して予測結果を出して、さらにそこに環境保全措置。こういう環境保全措置を採りますと、入れてあります。

例えば、道路の騒音予測ですと、当然、舗装も、その騒音予想の前提ということで明記をしております。それを前提に、これ、何デシベルという予測結果をお出しした上で、さらに、その環境影響評価書の中には、今の事後調査に関することも、実は書いてあるんです。既に。既に書いてございまして。

例えば、中央新幹線でいきますと、7 都圏、沿線ございますが、東京都から愛知県まで。やはり、静岡県、東京都もそうなんですけども、条例でそういった事後調査計画書を出すことを義務付けられておまして、環境影響評価書に既に書いてあるんで、それは、そこを、もう 1 回、改めてお出しをさせていただいて、事後調査計画のところをお出ししているといったことで、今まで、昨年来、環境影響評価というのを、3 年間かけて、我々、やってきてるんですけども、環境影響評価書準備書のご説明の中で、かなり、丁寧に、そういった前提条件であるとか、そもそもの現状の調査結果であるとか、そういったことはご説明をさせていただきまして、最終的なことは、分厚い環境影響評価書にまとめてお載せしていると。

そのうちの、後ろの方の事後調査計画に関するものを、今回、お示ししておりますので、ちょっと、例えば、この前提条件はどう、そもそも、どうだったのかとか、といったことは、ちょっと、今日、説明としては無かったので分かりにくかったのか

というふうに思います。

(和田会長)

はい。亀岡先生。

(亀岡委員)

予測手法はいいと思うのですが、その前提が果たして実際の工事とあっているのかというのが、1番、心配なんです。

先ほど、いいましたように、トンネルは2本掘るのですよねと。予測の時にちゃんと2本のトンネル、離隔まで含めてキチンとやっているの？

騒音の場合は、濁水の部分が問題だけでも、工事後の舗装をかけた後はいいんです。まだ。舗装をかける前のむき出しの状態の濁水がひどいのです。だから、予測かけたとおっしゃる時に、その時の舗装後の条件でやっているとしたら、その前の、舗装をかける直前の状態ではどうだったんですかというのが分からない。これ、濁度の話も、騒音、振動もそうです。舗装をかけた後の方が静かになるのに決まっているのです。舗装をかけるため機械が走った時の方が音が大きいんです。

だから、そういう予測の前提条件を本当にキチンと踏まえて、これになっているのかというのが、よく分からない。

(和田会長)

今のお話に関連。今、亀岡先生、水に関しても、ちょっと、いつ、どういうふうにするのかというのがハッキリしてないということなんですけど。

今、亀岡先生、いわれたように、濁度。例えば、1つ、濁度を考えた時に、濁度というのは何なのかといたら、非常に微小な粒子、あるいは土壌粒子、そういうものが出る。それが水の中に、現在、非常に普通の時でしたら非常に清涼な水が流れている所に、今の工事もそうですし、それから、トンネルを掘った時の工事のやつは、1番、重要なのは、多分、ものすごい細粒の粒子が、それが、サスペンデッド、浮いている状態でもと、それが、雨が降れば、持ってきた土壌。土壌といいますか、岩石のクズですけど、岩砕といいますか、そういうものが上がるとき、それが、雨が降ればサッと流れる。非常に、今、影響があるよといとるのは、アベレージの話なんです。実際に起きるのは、持ってきた土砂が山のようにあと、ずっと天気の良い時に土砂を河川敷なり、中に置いた。その後で大雨が降った。その時が、1番、影響が大きくなるんじゃないかと、我々も、我々は、そういうふうにも考えるんですが。

つまり、1年間に、どれ位の頻度でもとやるかというのは分かるんですが、そのタイミングというのは、自然界もそうですが、やはり、台風が来て、土砂崩れが起きた時には同じようなことが起こるわけです。でも、我々、そういう情報というのは、ああいう場所でありまして非常に難しいんです。でも、それを、何とかしてどういうモニタリングをすればいいのかというところを、我々は、やはり、それによって、その

モニタリングした結果が信用できるのか。それから、もちろん、やっておられる方も、できるだけ、そういう信用できるようなものを探しましょうとあって、多分、計画されてると思うんですが、やはり、今のご説明ですと、どの位の間に何回やりますよといても、どういう時にやるのかということによっては大きな違いが出てくるというのは、私も非常に大きな懸念を持といるところなんです、何か、その辺についての基本的なことがありましたら、お願いします。

(JR東海)

今の、例えば、濁度。水の濁度の関係です。今回、水の濁度につきましては、工事前に1回、工事中の濁水期に毎年1回ということで考えておるんですが、今、例えば、雨が降った日は、いっぱい、流れこむんじゃないかというご心配だったんですが、まず、一義的には、トンネル排水のことが、まず、念頭にございまして、環境影響評価書の中の予測につきましても、適切な濁水処理の設備を置くことによと影響は小さいというような予測をさせていただいております。これ、濁水処理施設というのは、もう既に、これまでも、こういったトンネル工事をする所ではよく広く使われている機械でして、ある程度、その出てくる水に対して、この程度の濁度まで下げられますという性能が保証されたものですので、それを使えば、不確実なことなく、濁度が抑えられるということで予測をしております。

雨が降った日というイメージという、発生土置場のイメージをされているのだと思います。発生土置場につきましては、濁水処理設備というよりは、必要に応じ、沈砂池を設けるとか、その都度、整形をしっかりして、完成した所からは、吹付けとか、そういったものをやるとか、あるいは、排水。側溝のようなものを、ある程度、水の流れる所を決めて、表面を洗わないような形にしてということと、沈砂池を合わせて、影響が小さいというふうに考えておりますので、トンネル湧水に比べれば非常に少ないということもありまして、そういったふうにございまして、正直、雨の時のモニタリングというのは、観点ございませんでした。

雨の時につきましては、もともと、河川も非常に、一般的に、我々、工事やってなくても、非常に、どうしても濁ってしまうので、なかなか、そういう時に、その工事の原因をモニタリングするのは、ちょっと、難しいんじゃないかなというふうにございまして、ただ、ちょっと、いろいろ、ご指摘があれば、検討するというございまして、あるのかなというふうな気がします。

(和田会長)

はい、いかがでしょうか。

三宅先生。

(三宅委員)

事後調査計画書は読ませていただいておりますが、発生土置場、実際に、どこにど

の位、いつ、置くのかという、いつ頃、それが決まるのかというのを、少し知りたいなと思うんですが。この8月末の静岡新聞の記事が大きく出てまして、燕沢に集約というような話が出てますが、これ、J R東海が検討しているという話で書いてありますけれども、実際に7カ所に分散するというので、我々の聞いた時には、1度も、どこにやるか、まだ何も決まってないよという話ですが、例えば、こういう話が、突然、出てきますと、もう、既に、J Rさんとしては、その発生土置場を決めて、それに向けてやっているのではないかと。これが決まっていれば、やはり、ここの景観だとか、非常に、これ50メートルの高さで1キロにわたと積み上げると書いてありますけれども、それをすることによって、やはり、もともと、やった調査とは異なるいろんな問題点が出てくるのではないかなというふうに思うんですが、この辺の信ぴょう性と、それから、いつ頃、ハッキリいと、発生土置場が決まるのか。その辺について、ちょっと、ご意見を、お話を伺いたいと思います。

(和田会長)

それでは、J Rの方からお願いします。

(J R東海)

まず、今の新聞の件なんですけども、J R東海から発表したものでは、全くございませんで、我々の情報ではございませんということ。

我々といたしましては、発生土置場は、まだ、7カ所候補地として、全て使うということで検討を進めております。実際に、これから、ボーリングとか、昨年度やったボーリング調査の結果でありますとか、これから、この間、認可もいただきましたので、設計を行とまいりまして、実際に、県さんや市のご担当の方々と、盛り方ありますとか、構造でありますとか、協議をさせていただくという段階だというふうに思っております。

実際に、進めようと思っておりまして、それは、進まない、実際、どこにどれだけというのは、なかなか、申し上げられないというのが正直なところでございまして、我々としては、計画は早く詰めているところではございますが、まだ申し上げられる段階にはないということでございます。

(和田会長)

はい、三宅先生。

(三宅委員)

ずいぶん、この内容見ると、誰も知らない方が、こんなのを、突然、いうわけがないので、やはり、なんらか、J R東海さんの関係から出たとか、絶対に考えられないんです。内容から見て。その辺が、まるっきり、J R東海が知らないよというのは、ちょっと、いかがなものかなと思うんですが、どうですか。

(和田会長)

J Rさん、お願いします。

(J R 東海)

全く、存じ上げてません。

それは、J R 東海、今、申しあげましたように、確かにいろんな検討をしてるんです。現地の調査もしてますし、いろんなプランも書いてますし、幾つか、ちょっと、相談にも伺ったりとかしてはありますが、まだ、7カ所、全てに可能性がある中で検討をしてますので、それについては、我々、全くあずかり知らない資料でございます。

いつ頃かというお話ですと、これは、やはり、まだ、協議の関係がございますので、これも、なかなか、いつだというのは、ちょっと、なかなか、申しあげられないというのが、これ、もう、本当に事実でございます。

先ほど申しあげましたように、最終的には、そのトンネル工事を始めると、その時から発生土が出てまいりますので、そうすると、その時から、もう土を置いていくという作業が出ます。そのためには、それぞれの必要な河川法だとか、森林法と、いろんな法律が決められてまして、その法律の手続きを経ないと盛るということはできませんので、ある段階で、計画が固まってきて、行政さんとも、そこそこ、打ち合わせができた段階で、実際、そういう、例えば、森林法の林地開発みたいな手続きの書面を、書類を出すといったような時期がやってまいります。その時に、始めて、そういった、どんな形で、どの程度盛るのかといった図面が出てきます、内容が出てまいりますので、その時には明らかになると。それを経ないと、工事に入れないということなので、ちょっと、いつだとは申しあげられないんですけども、そういった段階が、将来的に来るといふふうにお考えいただければいいと思います。

あと、環境影響評価の関係で、これ、例えば、今の、その新聞に載っているような方法だと、ちょっと、予測が変わるんじゃないかというお話でしたけれども、そもそも、例えば、発生土置場のヤードの考え方としては、ある程度、大きく範囲を持った広さで環境影響評価書の予測をしております。例えば、今、ご指摘の燕につきましては、かなり広い所ですので、環境影響評価の時もかなり広い範囲で予測範囲を、調査範囲といいますか、予測範囲をお示しさせていただいておりますけれども、そういった範囲に入る、収まる範囲で、当然、計画をしておりますので、その予測事態が変わってくるということは、原則、無いというふうに考えてます。

(和田会長)

いかがでしょうか。

(栗下委員)

今の発生土のことなんですけども。全てなんですけども。これは、ちょっと、外れ

るかもしれないんですけども。

慎重に時間をかけてやといただくこと、それは本当に必要なことですが、その慎重にやって、そういう手続が遅れた。じゃ、工事が始まる。でも、工事の後ろは決まっている。早くやらなきゃいけない。もう、皆さんのいうことは聞かないという、そういうふうなことを避けて欲しいんです。

きちっと、それを計画をして、きちっと、地元とか、もう1回、きちっと、皆さんと話して、そこで、残土置場とか、そういうものを、確かに法律ではいいんですけど、いや、法律はこうなんですけども、地域としては、このレベルで抑えて欲しいんですよということがいえる範囲の中で工事を進めておいていただかないといけないのかなと思うんですから、丁寧に、より早く。

それで、私たちにも、より正確な情報が伝わる。やはり、新聞で、やはり、ああいふ風に書かれたら、やはり、僕らも地元でもビックリしましたから。あの新聞を読んだ時に。

だから、そういうものが、迅速に、ちゃんとした情報が私たちにも伝わってこない。普段から、JRさんに対して不安を抱えてしまったりするので、そういうところは、是非、そういうことの情報管理とか、そういうものをきちっとしていただきたいというのが、地元からのお願いです。

(和田会長)

いかがですか。よろしいでしょうか。

(JR東海)

情報管理という意味では、私たち、全く身に覚えがないので、ちょっと、なんともいえないんですけども、あと、今の発生土置場の計画が明らかになった時に地元の声を聞いて欲しいというお話でしたが、今のところ、環境影響評価書に記載させていただいた内容の範囲で、そこに具体的に、どの程度、どこへ、どの程度、持っていかとといったところの検討と協議をしていく。その結果として出てくることなので、改めて、その地元の方に、これをご了解を得るとか、そういったことは考えておりませんでした。

ただ、いずれにしても、当然、そういった手続きを法律に則って、図面とか、そういったものを付けた書面を行政の方に、静岡県の場合、静岡市が政令指定都市なので、多くの場合は、静岡市長に、いろいろ、認可の関係をお願いするんですけども、そういったものをお出しする中で、明らかになってまいりますので、決して、何か知らないうちにできてしまったということはないのではないかとこのように考えております。

あと、それとは別に、何か、ご要望というか、そういったものがあれば、私どもの中央新幹線の静岡工事事務所あるいは環境保全事務所静岡というのがございますので、そういったところにご意見とかをおっしゃっていただければ、それはお聞きしたい

というふうに考えてます。

(和田会長)

はい、ありがとうございます。

他に、今の、地元の人たちのご心配というのは、やはり、実際に、工事現場自体が非常にリモートなところだもんですから、下の方で、上が何をやっているかと、なかなか、見に行ったりとか、地元の人へのモニタリングとといいますか、そういうのができないんです。ですので、そういう情報を、できるだけ欲しいということは、実際に、影響が考えられるような所の方々には非常に心配事になるだろうと思いますので、そこは、是非、できるだけ、精度のいい情報を出していただければと思うんですが。

他にいかがでしょうか。

はい。増澤さん。

(増澤委員)

この計画書、作る段階で、環境影響評価を作った時に、それ以後に、予測から外れるか、予測できなかったというようなことが生じた場合、そういうことはあると思うんですが、いかがでしょうか。

計画書の段階で作った、この計画書を作った段階より後になって、考えてきてないことが生じるということは、先ほどのお話だと無いというようにとれましたけど、あるんじゃないでしょうか。

例えば、非常口と、それ、坑口ですか。坑口と本当に1つですよ。2つですか。ということは、最初、坑口1つから始めましたよね。確か。1番、最初。最初から2つですか。じゃ、2つ目はどこでした？2つ目は、やはり、伝付の分かれの口の所が、今の所と、坑口と考えてました？最初から。

これで見ますと、非常口という緑のもの。それ、坑口ですね。

(J R 東海)

紫になってしまいましたけど。

(増澤委員)

紫が宿舎で。

(J R 東海)

いえ、紫が坑口になります。非常口です。

(増澤委員)

坑口が。

じゃ、非常口はどこにするんですか。

(J R 東海)

非常口が紫。紫の2カ所。

(増澤委員)

だから、非常口の坑口ですよ。

どういふことですか。

坑口というのは、いわゆる、斜坑から出てきたトンネルのことじゃないですか。トンネルから出てきた出口のことを坑口と、普通はいつて、非常口は非常口じゃないですか。

(J R 東海)

もともと、これ、非常口として考えてるんですけども、これが、工事の時の掘削の基地といいますか。一般的に坑口とも、よく呼ばれてるんで、うちも、そういった使い方をいたします。

(増澤委員)

ということは、トンネルを掘っていつて、土砂を出す口。これは坑口といいますね。非常口を出す口も坑口と、両方、同じように呼んでると理解してよろしいですか。

(J R 東海)

そうですね。

最終的には非常口として使う所を工事の時は土砂を出す坑口として使うというふうに。

(増澤委員)

そうしますと、本来、非常口と坑口では規模や機能が、ずいぶん、違ふはずですけど、それも同じだと考えているでよろしいですか。

(J R 東海)

はい。

その坑口の時と、非常口の時で規模を変えるということは考えておりません。そのいずれの機能も満たすような形で、大きさを決めていきたいということです。

(増澤委員)

ということは、非常口というのは坑口と同じ規模のことを非常口といとるといふ。

(J R 東海)

はい。その理解でいいと思います。

(増澤委員)

全線、それでよろしいですか。

全線、非常口が幾つか出ますよね。それは坑口と同じ規模と考えてよろしいんですか。

いわゆる、土砂を出してトラックで運んで、ヤードを作って、土砂を運ぶ所ですよ。その掘っていくでしょ。要は。その土砂が出る。その口と、非常口といとるのは同じと考えていいかということなんですが、違うものじゃないですか。

(J R 東海)

他の県も含めて、山岳トンネルの斜坑を掘る所は非常口としてます。目的として。

(増澤委員)

坑口が非常口を兼ねてる。

(J R 東海)

考えていただいて構いません。

(増澤委員)

ああ、そうですか。

皆さん、そういうふうに理解されてるかどうかは、ちょっと、怪しいと思うんですが、例えば、その予測ができないという点では、柳島の非常口と坑口の所に大きなヤード作りますよね。宿舎もそこに作りますよね。そうすると、その、ある程度、広さの場所が必要なので、そこにある森林を切って作るわけですけど、その時でさえも、全部、皆伐して小学校の校庭みたいなものを作るのか、それとも、切る必要のない木というのは、宿舎を建てるにはいくらでも考えられますよね。全部、皆伐する必要のないわけですから。宿舎を建てて、森の中に建てていったといいわけですから。そういうようなとこまで考えているような内容じゃなかったと思います。

ですから、あとあと、生じてくる問題と、まだあると思うんです。もう、全部、予測してしまって、そして、その範囲で動いてるといんじゃないことは、当然、起こって来ると思うんです。

例えば、電気工事、大量の電気が必要ですけど、それに対して鉄塔引きますよね。鉄塔はJ Rの関係じゃなくて、中電さんの関係だから、私たちは知りませんよということはないですよね。それに関連した施設ですから。どうでしょうか。

そうすると、新たに、中電さんが引いている、自然林を切って鉄塔を引いたとしますよね。そうしたら、そういうものが新たに出来た問題として、J Rが大きい予測の中に入れるということだって、これから出て来ると思うんです。

ですから、先ほど、おっしゃった、まだ問題があったらいつてくださいますよというのは、いくらでもこれからあり得ると私は思っているんですが、その点はいかがでしょうか。

(和田会長)

すいません。簡潔にお願いいたします。

(JR東海)

工事の前、受電の関係。今回、環境影響評価やる場合に、鉄道施設のある変電所を設置する場合についての、変電所についての影響というのは、一応ということはない、しっかりやっております。

工事用受電に関しましては、今、先生がおっしゃられたとおり、我々、電力会社から受電するという立場ですので、電力会社さんが、電力事業に基いて、どうやって供給されるかによりますので、今回、その環境影響評価の対象というふうには入れてませんし、そういうのは、法令上も、条例上も、それで正当なやり方ということで確認をして進めさせていただいております。

ただ、今、先生がおっしゃられたように、例えば、工事用電源を供給するにあたり、鉄塔とか、電柱とかいったものを設置する時に、新たに木を切るという現象が起きてくると思います。一般的には、環境影響評価法と法律に基づく事業法ごとに、何をアセスでやるかと決めてまして、電力事業法ですと、静岡県の場合、条例も含めて発電所についてはアセスの対象になっているんですが、その送電線とかについては、特にアセスの対象になっていないので、そちらのくくりからいくと、だからといって、自然に何も気を遣わずにやるということはないんでしょうけれども、法令上のそういった手続きというのは特に必要はないものであります。

ただ、今回、中央新幹線の関係で受電をすることに関しましては、もし、そういったご意見があれば、例えば、そういった鉄塔、あるいは電柱を建てる所に、もともと、林道とかに電柱を建てる分には、そんなに影響ないんでしょうけれども、鉄塔を山の中に建てるような場合に、例えば、その植物は、やはり、調べた方がいいんじゃないかといったご意見があれば、そういったものは、少し検討していくのかなと思います。

それも含めて、将来、何も無いということではないよということであれば、我々の法令に従った環境影響評価の中では無いと思えますけども、それ以外のところで、そういったところを自主的に、ちょっと、検討していくというのはありうるかなと思います。それは今の評価書に入っていない部分になります。

(和田会長)

はい。ありがとうございます。

時間が押しておりますが、どうか、地元の方のご意見、ご感想、心配ごとというの

がありましたらと思いますが。

(大石委員代理山岸氏)

島田市の山岸と申します。今日は大石の代わりに出席させていただきます。よろしくお願ひします。

8市2町の代表を務めているものですから、各市町から多くの質問が出ておりますが、会議の時間の関係もありますので抜粋で、質問させていただきます。

事後調査計画書の2-8に、トンネル工事完了3年間、流量の観測をすると記載されています。今日、資料2の方で、ある程度、回答いただいている部分はあるんですけども、3年間というのが責任の期間ということでお考えでしょうか、もう少し長くする予定はないかということです。5年間という意見もあったものですから、お伝えします。

次に、2-2についてです。トンネル工事前の1年間を調査するとなっておりますけれども、これは、もう、十分なデータが得られていると、先ほど、事後調査ポイント9地点、その箇所について、工事前1年間の十分なデータが得られているかどうかというこの質問です。

最後に、2-17についてです。事後調査の結果により予期しない結果が得られた場合について、予期しない結果と判断する基準を、もう少し明確にして欲しいという意見がございました。

また、そのことについて、県に報告することになっていますが、変化が見られた場合の対応方法を、それについて、具体的に書いていただきたいというところもございます。

以上です。

(和田会長)

はい。ありがとうございます。

予定の時間が非常に狭まってきたものですから、それについての回答は別にしていただけますでしょうか。それでもよろしいですか。

今のご質問のこと、ご心配に関しましては、後でまとめて整理していただけますでしょうか。

他にございますでしょうか。

特に、地元で、やはり、1番、影響が、可能性があるという。

岩堀先生、いかがでしょうか。

(岩堀委員)

そうですね。

できるだけ、決まったことについては、できるだけ具体的に情報提供していただかないと、どういう形で、何をどう評価していいのか分からないところが非常に多いで

す。

例えば、私は排水処理が専門なので、工事が行われた時の宿舎。その宿舎から出てくる生活排水、それをどうするんですかというような具体的なことをいっていただかないと、ちゃんと綺麗にします、検討しますだけでは、どういうコメントも出せませんし、できるだけ、お願いは具体的にしたい、お願いしたいです。

例えば、発生土の話にしても、置場のことを具体的にこうだ。ここまで分かるとるけど、ここまで決まってるけど、こちらからはまだ決まってないというようなことを、常にフィードバックしていただくような形で、特に、それは地元の方に情報公開していただくことを切にお願いしたいというふうに思っています。

(和田会長)

それは、是非、お願いいたします。

森竹さん、いかがでしょうか。

(森竹委員)

今、おっしゃってもらったんで、今のこの説明だけでは、実際、始まってみないと分からないことばかりなんで「大体、基準どおりにやってくださるよ」「ああ、そういうもんか」で、本当に、実際に始まらないと分からないことがあるので、大半だもんですから、いまだ、今の現状の説明からするとピンと来てないというのは、実際はピンと来てないんで、ただ、今、いってくれたように、本当に、随時、ご説明がなされていくと、いろんなことで回答いただくと、そういう会話ができるとうまいなと思とます。

(和田会長)

はい。ありがとうございます。

森山さん、いかがでしょうか。

(森山委員)

もうすぐ、県知事意見が出されて、次年度には、もう準備工事期に入るということで、組合としましては、もう、現場環境の変化に対応する明細な工程表というのをいただかないと、一応、工事が始まって、本工事に入りますよみたいな工程表があれば、組合内に、河川調査も行えますし、釣り人たちにも、それなりの説明もしていくような形にしたいと思いますので、細かい詳細な工程表をいただけたらありがたいなと思います。

(和田会長)

はい。ありがとうございます。

入谷さん。

(入谷委員)

うちも、このご意見、情報ということで提出させていただいたんですけど、そんなあれで、1番、心配されるのは、やはり、残土置場の、その施設を、やはり、盛土がやと、樹脂吹付けということであるようで、高さも30メートルから50メートルと、そんなような計画のようですけど、やはり、この土羽尻に、擁壁等で床止めの工事ができないのかというご意見をしたところ、発生土置場は考慮した上でということで、その回答をいただいております。

しかし、やはり、私どもが、地元で、もう、何十年か前に溪流釣りなんかをやるとる時には、かなり、この河川敷が大きな石がコロコロと見あたってたことなのですけど、今、現在は、河床が、ダムの関係かもしれないけど、やはり、かなり、上昇しております。河床が上がるということは、やはり、今後、ますます、上がる可能性がありますので、この残土置場の場合は、床止め工事を、十分にやっていただければいいのかなと、そんな感じがいたします。

あとは、ミヤマモジズリが千枚の所の、ちょうど燕ですか。あそこには群生しているよということで、これを追加植物にしてくださいということでお願いしたところ、これは、重要植物じゃないということで回答をいただいているのが、82ですか。このミヤマモジズリは重要な植物、及び、群落の選定基準には該当しないということの回答をいただいております。あそこもミヤマモジズリが8月の中旬から9月の始め頃に群生して咲く所でございます。そんな関係で、これも、気をつけていただければ嬉しいなという感じがしたところでございます。

以上でございます。

(和田会長)

はい。ありがとうございます。

(油井委員)

大井川土地改良局でございます。

私たちは、やはり、2トンの水という、減水が、1番、大きな問題でございます。ですので、この具体的な対策というものを、やはり、早く示していただきたいなと。まさしく、そこを、どう戻していただけるのか、あるいは、減水を無くしていただけるのか。ここを、是非、早めに対策を示していただきたいなと思っております。

以上です。

(和田会長)

お願いします。

(松本委員)

水道を担当していますので、水道の方から、ちょっと、2点ほど、いいたいと思います。

まず、今、油井委員からもありましたけども、河川流量が2トン減るということが試算されていますので、その2トンの具体的な手立て、そういったものを早く示して欲しいと、これは、今まで、私、この会議に参加して、常にいつているんですけど、未だに、JRさんからは具体的な内容について、ちょっと、示されていません。

それと、もう1つは、水質への影響です。特に発生土の関係が、ちょっと、心配されていますので、是非、発生土関係の検査、調査、それを特にやっていただきたいと思います。

(和田会長)

一応、地元の方のご心配事というのが。

時間も、実は無いんですが、一括してお願いします。

(JR東海)

簡単に。

最初、ございました水資源の3年というのは短いんじゃないかというお話です。それは、当然、影響見ながら、短くするということは、多分、無いんでしょうけれども、変更するという事は、当然、あり得るというふうに考えています。

あと、着手前1年、十分、やってるのかというお話ですけども、既に、今回も、今年5月から、事前調査と位置づけられる調査方法で、既に河川流量の計測を始めております。ちょっと、先ほど、資料もございますけれども、ここでは平成18年から、流量の調査を、JR東海はやっております。また、今回、電力会社から河川流量のデータをいただくにあたりましては、過去10年分をいただくというようなことをしております。まだ、着手までには、しばらくあると思うんですけど、その間、今、5月から始めたのも、引き続き、継続してやってまいりますので、そういった意味で、我々としては、十分な調査に、事前の調査としてなり得るのではないかなというふうに考えてます。

あと、予期せぬというところは、やはり、ちょっと、仮定の話はなかなか、できなくて、その予期せぬものをどう判断するのかとか、そういったものをまさに予期できないので、ちょっと、それは難しいかなというふうに考えてます。

あと、いろいろ、決まった情報を、常にご提示させていただかないと、地元の方が非常にご不安に思ったりとかというお話はあると思うんです。まず、我々、モニタリングにしろ、事後調査にしろ、やって、定期的に公開を、情報公開をしていこうと思っています。これ、具体的な方法とか、頻度というのは、ちょっと、まだ、確定はしてないんですけども、やっていこうと思います。当然、そういった情報をお出ししますので、こういった県の方で、今後、環境保全連絡会議というのも工事が始まればやっていただけると思いますので、そういったところでも情報をお出しできるのでは

ないかというふうに考えてます。

あと、工程表を早く示して欲しいというお話なんですが、まだまだ、ちょっと、着手には少し時間がかかるんですけれども、当然、工事を着工する段階につきましては、我々、地元の方に工事説明会というのをを行います。今日、事業説明会というのをやって、まだ、これまでの、環境影響評価書の中のレベルとそんなに変わらないレベルなんですけれども、工事説明会になると、さらに、自治会単位で、実際、車が何台走りますよとか、何時頃、走りますよと、もう少し具体的なお話ができるようになると思います。その時には、工程も、かなり詳しくご説明できるのではないかと思います。

あと、盛土の関係ですけれども、今、擁壁を設置したほうがいいんじゃないかと、これ、ご意見として、今日、お聞きしたというふうにさせていただきます。

あと、ミヤマモジズリでしたでしょうか。それも、こういう制度の中での予測手法としては、ああいう、ある一定のルールをもと、文献と、公的な文献で希少種とかと、いろいろ、決められてますので、そういったものに則してやっているんですけれども、そういったミヤマモジズリが、どういった所に、どういうふうに生育してるかというのを、また、ちょっと、今度、お話をお伺いできれば、場合によっては、そういった所が工事で影響が起きるようであれば、ちょっと、ご相談の上、対応も考えたいと思いますが、まずは、ちょっと、どこにどんなふうにいるかというのを、また1度、お聞かせいただけないでしょうか。

(入谷委員)

8月の中旬から9月の中旬が、ちょうど、満開の時なんですけど、また、良かったら、ここの辺にあったよというのが、今もあると思いますので。はい。

(JR東海)

あと、水資源の関係で、最後、油井委員と、松本委員からあった、2トンの、早く手立てをとということで、これ、度々、島田市役所にも、今、企業団の方にもお越しいただいて、できるだけ早く検討しますというお話はさせていただいてるつもりです。

今後、今回、来月、水資源の委員会も、こちら、JR東海の方で立ち上げますので、そういった中で検討を深めてお示し、具体的な対策を検討していきたいというふうに考えております。

あと、盛土からの水質の話です。これ、ちょっと、今回、非常にご意見が多かったんで、モニタリングのこととか、ちょっと、それは考えていきたいと思います。

以上でございます。

(和田会長)

はい。ありがとうございました。

時間が予定の時間が過ぎてしまったんですね。

まだ、ご意見あるかとは思いますが、ちょっと、今日は予定が、このくらいにし

たいと思います。

やはり、皆さんの心配事というのは、皆さんから上げていただいて、そして、JR東海さんの方にちゃんと届けて、それに返事をいただくというプロセスは、これは、いつでも、今、こういう状態でしたらやっていただけたらと思いますので、皆さんの地元の方、それから、学識者としてのご意見をいつでも出していただいて、それで、それに対応して、対策を、そういうものをしていただければと思います。

残土問題と水の問題というのは非常に新聞でもいわれておりますけれども、やはり、残土問題といっても、同じ残土であっても、初期と、一旦、定常的になった時とは、かなり違うということは、想像に難くないわけですので、そういうところのきめ細かなところを説明していただければ、やはり、皆さんも安心できるのではないかと思いますので、是非、皆さんのご意見と、それから、JRさんの真摯な返答の方を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は、時間を、ちょっと、過ぎてしまいましたが、一応、これで終わりにしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。

(司会)

ありがとうございます。

今日、皆さまからいただきましたご意見につきましては、会長の方におまとめしていただきまして、明日、行われます環境影響評価審査会の方にもお話して、知事の意見として有効に活用してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

また、JRさま、今後も対応をよろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして、第3回静岡県中央新幹線保全連絡会議を終了いたします。ありがとうございます。